

各建築士関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

( 公 印 省 略 )

### 構造サンプル調査事業の実施について

建築行政の推進につきまして、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

例年、住宅市場整備推進等事業費補助金の交付の対象となる建築物の安全確保のための体制の整備事業のうち、耐震化等の促進のための体制の整備事業において、国がサンプル抽出する確認済証の交付を受けた建築物を対象とした構造再計算等による構造関連基準への適合性の検証、これを踏まえた課題の整理及び普及を行う事業（以下「構造サンプル調査事業」という。）を行っており、これまでは、国指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関から物件をサンプル抽出してきました。しかし、より広い範囲からサンプル抽出を行うため、令和5年度以降の構造サンプル調査事業においては、全国の全ての物件を対象としてサンプル抽出することとします。

つきましては、下記のとおり実施概要を周知するので、貴団体の会員及び関係者にも周知いただくとともに、特定行政庁等から構造サンプル調査事業に係る対応を求められた場合にはご対応のほどよろしくお願いします。

### 記

#### 1. 構造サンプル調査事業の目的

確認済証の交付を受けた建築物に対する構造再計算等による構造関連基準への適合性の検証並びに検証結果を踏まえた構造設計に係る留意事項の作成及び普及を行うことで、建築構造に係る不正、違反等を抑止し、構造設計者の質の向上を図ることを目的とする。

なお、本事業の実施に当たり、国及びその委託を受けた事業者は当然に守秘義務を負っている。また、留意事項の作成等に当たり、個人、建築物等の情報が特定されることのないよう編集等を行うこととする。

#### 2. 抽出の流れ

- (1) 特定行政庁は、国が指定する抽出方法によりサンプル調査する建築物を特定。
- (2) 特定した建築物の建築確認を行った特定行政庁又は指定確認検査機関は、設計図書等を国の委任を受けた事業者へ送付。

### 3. 検証の方針

国の委託を受けた事業者が送付された設計図書等を使用して検証（具体的には、構造再計算による出力データの再現性の検証、図書間の整合性の検証、モデル化、耐力式、係数等の妥当性の検証等）を実施。

### 4. 検証後の対応

- (1) サンプル抽出した建築物に係る検証結果を所管の特定行政庁に報告。
- (2) 検証の結果、何らかの疑義があった案件について、当該特定行政庁にて、建築基準関係規定への適合性を検証。
- (3) 違反行為が認められる場合は、特定行政庁は「違反行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（技術的助言）」（平成18年5月11日付、国住指第541号）及び「確認検査に係る情報の共有について（技術的助言）」（平成23年3月30日付、国住指第4905号）に基づいて関係機関に情報提供するとともに、違反の是正指導等を実施。

### 5. 構造設計者の質の向上への取組

本事業での検証結果を踏まえて構造設計に係る留意事項をとりまとめ、広く構造設計に携わる設計者等に周知する予定です。

以上

(参考)

国住指第541号

平成18年5月11日

都道府県建築行政担当部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の  
初動対応と公表のあり方について  
(技術的助言)

今般、構造計算書偽装問題及び系列ホテルにおける不正改造問題など、同一の建築主、設計者等が多数の建築物において違法行為を繰り返す極めて悪質な問題が発生したこと、関係機関が違法行為若しくは違法行為の疑義に関する情報(以下「違法行為等に関する情報」という。)を把握した際に早期に特定行政庁等が違法行為等に関する情報を共有することで被害の拡大を防止できた可能性があることに鑑み、違法行為等に関する情報を把握した場合の初動対応の手順等について、下記のとおりとりまとめたので通知する。

また、貴管内特定行政庁にも、この旨周知されるようお願いする。

記

1. 違法行為等に関する情報を把握した際の初動対応

(1) 特定行政庁、都道府県または国土交通省は、違法行為等に関する情報を通報等により把握した際は、当該情報について以下の事項を確認(当初情報で確認できない場合で、通報者等に連絡できる場合は通報者等に照会して確認)し、所在地の特定行政庁に情報提供するものとする。

- ① 建築基準法令の規定に違反することについて具体性があること。
- ② 建築物の所在の特定が可能であること。

(2) (1)により情報提供を受けた特定行政庁は、建築基準法第12条第5項に基づく所有者、建築主、設計者、施工者、指定確認検査機関等に対する報告聴取、同法第12条第6項に基づく建築物への立入検査等により違反事実の把握に努め、違反の可能性が高いと判断される場合(違反事実を確認し、是正命令を発するに至っていない場合を含む。)は、建築基準法第9条の3に準じて、建築士及び建築士事務所を指導監督する都道府県知事、建築士を指導監督する国土交通大臣に情報提供するものとする。この際、国土交通大臣への情報提供は、国土交通省地方整備局等の

担当窓口を通じ行う。

違反事実が確認された場合には、是正指導を行い、指導に従わない場合は、建築基準法第 9 条に基づき是正命令を発するとともに、同法第 9 条の 3 に基づき関係機関に通知しなければならない。

同通知を受けた都道府県知事又は国土交通大臣は、聴聞等の手続きを経て、建築士等の処分を行うものとする。

なお、違反是正の手続きについては、「既存建築物に係る違反是正作業マニュアルについて（技術的助言）」（平成 14 年 4 月 11 日付け国住指第 163 号）に基づき行うものとする。

(3) (2) の情報提供にあたっては、以下の資料を添付するものとする。

- ① 建築計画概要書
- ② 違反または違反の疑いのある部分を示す設計図書等
- ③ 報告聴取、立入検査等の結果をまとめた文書
- ④ 違反是正のための勧告書又は命令書がある場合はその書面
- ⑤ 相手方から提出された書面がある場合はその書面
- ⑥ 定期報告対象建築物の場合は、直近の定期調査・検査報告書
- ⑦ 公表予定がある場合は、公表予定資料

(4) 建築士事務所を指導監督する都道府県知事は、特定行政庁から (2) により情報提供を受けた場合で、建築士・建築士事務所の関与があると認められる場合には、建築士法第 26 条の 2 に基づき、建築士事務所の開設者、管理建築士に対し、情報に係る報告を求め又は事務所に立入検査を行い、特定行政庁と連携して事実関係の把握に努めるものとする。

また、上記により違反が確認された場合、都道府県知事は、建築士事務所の帳簿等の調査を通じ、建築士等が他に同様の違反を行った可能性のある他の建築物のリストを作成し、建築物が所在する特定行政庁ごとに情報提供するものとする。なお、情報提供にあたり物件が多数に及ぶ場合は、都道府県知事は、(2) により情報提供を受けた物件と建築時期、構造種別等の類似性の高い物件を適宜抽出してリストを作成するものとする。

(5) また、特定行政庁は、同一の建築主が (2) で把握・確認した違反と同様の違反を繰り返している疑義がある場合は、建築主に対し、これまで建築してきた他の物件のリストを提出させ、リストにある建築物が所在する特定行政庁に対し、これらの建築物の情報を提供するものとする。

なお、情報提供にあたり物件が多数に及ぶ場合は、特定行政庁は (2) で把握・確認した違反物件と建築時期、構造種別等の類似性の高い物件を適宜抽出したリストを提出させるものとする。

(6) (4) 及び (5) による建築物の情報提供を受けた特定行政庁は、当該建築物について建築基準法に基づく報告聴取等を行い違反事実の有無等を調査するものとする。

(7) (4) の建築士事務所に関する調査にあたっては、都道府県知事は、一級建築士の関与があると認められる場合には、国土交通省地方整備局等と連携をとって行うものとする。なお、国土交通省地方整備局等は国土交通本省住宅局と情報を共有するものとする。

## 2. 公表について

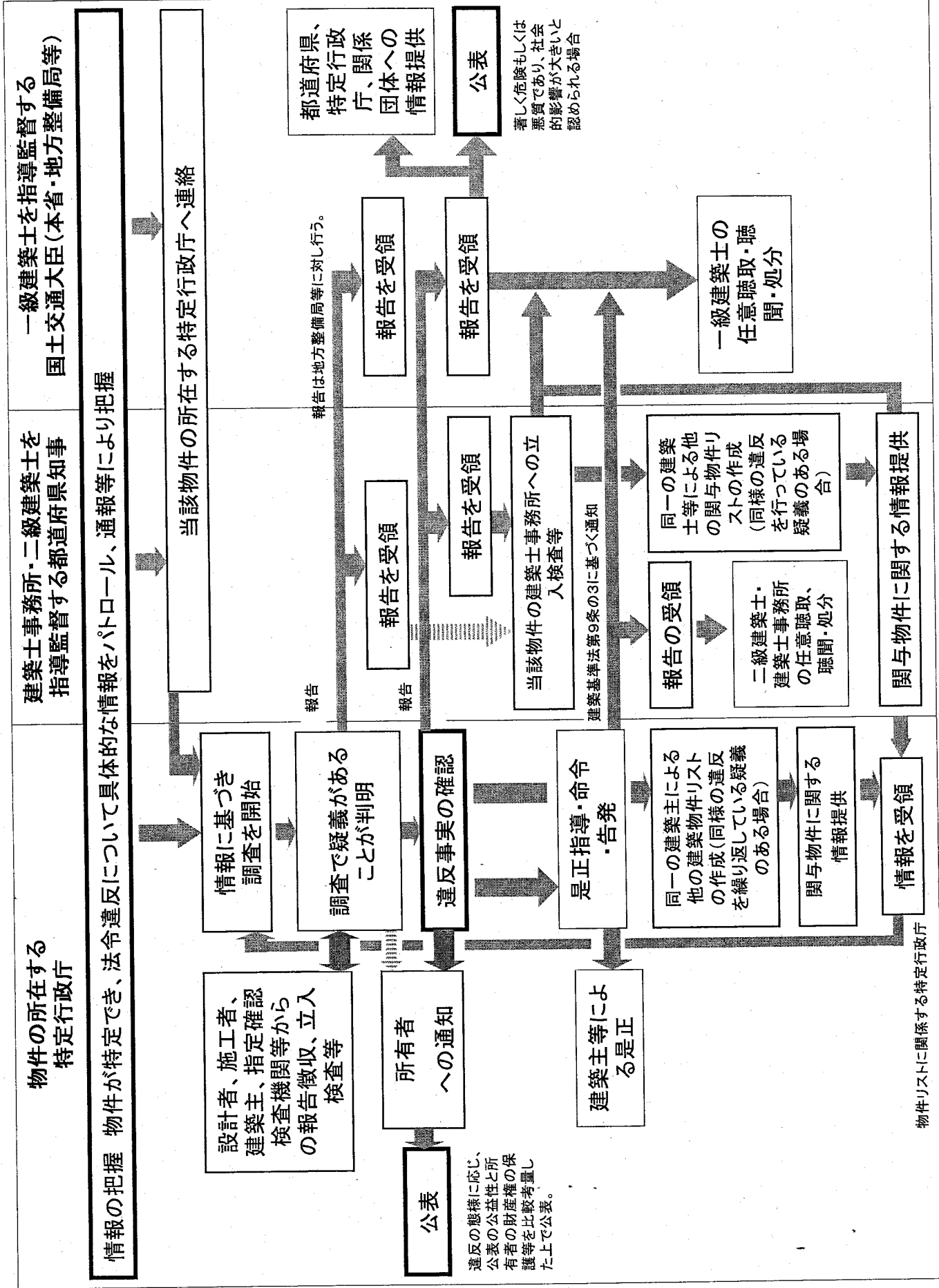
(1) 特定行政庁は、違法行為を把握、確認した場合は、建築物の所有者に通知するとともに、違反の態様に応じ、周囲の安全の確保等公表することの公益性といわゆる風評被害など所有者の財産権の保護等を比較考量した上で原則として事実関係を公表するものとする。

なお、調査が継続中であり、違法行為の確認に至っていない場合でも、所有者への情報提供については十分配慮されたい。

(2) 国土交通省は、特定行政庁から違反事実を確認した旨の報告を受けた際、著しく危険もしくは悪質であり、かつ、きわめて社会的影響が大きい違反行為であると認めた場合については、特定行政庁と調整した上で公表するものとする。

また、違反物件と直接関わりのない都道府県及び特定行政庁、関係団体等に対して当該違反事実の情報提供を行い注意喚起を図るものとする。

# 違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の動対応等のフロー



(参考)

国住指第4905号

平成23年3月30日

各都道府県建築行政担当部局長 殿

国土交通省

住宅局建築指導課長

確認検査に係る情報の共有等について（技術的助言）

建築行政の推進については日頃よりご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、指定確認検査機関等の業務に関する違反行為等に関する情報の取り扱いについては、平成19年11月8日付け国住指第1941-2号によりお願いしているところですが、今般、その内容の一部を下記のとおり改めますので、貴職におかれましても趣旨の重要性についてご理解頂き、特段のご協力を賜りますようお願いするとともに、貴管内特定行政庁に対しても、この旨を周知願います。

なお、各地方整備局等に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

1. 指定確認検査機関等に関する情報の共有のための通知

(1) 建築基準法第6条の2第11項の規定による通知をした場合

特定行政庁は以下に定める担当部局に、当該通知を行った旨及びその原因となった事由を、当該確認申請に関する書類（建築基準法施行規則別記第2号様式第4面及び第5面、同第3号様式、同第16号様式、同第18号様式）の写しを添えて通知する。

・当該指定確認検査機関を指定した国土交通大臣、地方整備局長又は都道府県知事の区分に応じた担当部局

・建築基準適合判定資格者の登録等を担当する地方整備局等（建築基準適合判定資格者の居住地又は勤務地を管轄する地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の担当部局

(2) 特定行政庁、都道府県、国土交通本省又は地方整備局等が、通報等により、建築基準適合判定資格者又は指定確認検査機関が、その職務又は業務に関し不適當な行為があったか又はそのおそれがあるという情報を得た場合は、次の①及び②に掲げる場合に応じ、それぞれ当該①及び②に定める担当部局に通報等の内容を通知する。

①当該情報が個々の建築物等（工事中の建築物等及び建築計画を含む。以下同じ。）の建築基準関係規定違反に関するものである場合

- ・通報等の対象となった建築基準適合判定資格者を確認検査員として選任した指定確認検査機関又は通報等の対象となった指定確認検査機関を指定した国土交通大臣、地方整備局長又は都道府県知事の区分に応じた担当部局
- ・通報等の対象となった建築基準適合判定資格者の登録等を担当する地方整備局等の担当部局
- ・当該建築物等の所在地を所轄する特定行政庁の担当部局

②当該情報が①以外のものである場合

- ・通報等の対象となった建築基準適合判定資格者を確認検査員として選任した指定確認検査機関又は通報等の対象となった指定確認検査機関を指定した国土交通大臣、地方整備局長又は都道府県知事の区分に応じた担当部局
- ・通報等の対象となった建築基準適合判定資格者の登録等を担当する地方整備局等の担当部局

## 2. 指定構造計算適合性判定機関等に関する情報の共有のための通知等

(1) 特定行政庁、都道府県、国土交通本省又は地方整備局等が、通報等により、構造計算適合性判定員又は指定構造計算適合性判定機関の業務について不適当な行為があったか又はそのおそれがあるという情報を得た場合は、次の①及び②に掲げる場合に応じ、それぞれ当該①及び②に定める担当部局に通報等の内容を通知する。

①当該情報が個々の建築物等の建築基準関係規定違反に関するものである場合

- ・通報等の対象となった構造計算適合性判定員を選任した指定構造計算適合性判定機関又は通報等の対象となった指定構造計算適合性判定機関を指定した都道府県知事の担当部局
- ・当該建築物等の所在地を所轄する特定行政庁の担当部局

②当該情報が①以外のものである場合

- ・通報等の対象となった構造計算適合性判定員を選任した指定構造計算適合性判定機関又は通報等の対象となった指定構造計算適合性判定機関を指定した都道府県知事の担当部局

(2) 国土交通本省は、(1)①及び②による通知について、建築行政の適切な推進のため、都道府県に対し情報提供の依頼を行う。